

■ 検査優先種

(11 目 14 科)

検査優先種 1 (19 種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オジロワシ オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ 重度の神経症状**が観察され た水鳥類	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイ ルス（H5 亜型）に感受性が高 く、死亡野鳥等調査で検出しや すいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成 22 年度 以降の発生時を合わせた感染確 認率が 5%以上であった種
検査優先種 2 (8 種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めるこ とを目的とする。 過去に日本、韓国等において死 亡野鳥で感染確認のある種を含 める。
検査優先種 3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等（検 査優先種 1、2 以外全種） カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等（検 査優先種 1 以外全種） コウノトリ目コウノトリ科 コウノトリ カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ペリカン目トキ科 クロツラヘラサギ ツル目ツル科 タンチョウ等 （検査優先種 1 以外全種） ツル目クイナ科 オオバン	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 （検査優先種 1 以外全種） タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等（検査優先種 1、2 以外全種） フクロウ目フクロウ科 コミミズク等（検査優先種 2 以外全種） ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等（検査優 先種 1 以外全種） スズメ目カラス科 ハシボソガラス ハシブトガラス	感染の広がりを把握することを 目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワ ウやアオサギ、コウノトリ、ク ロツラヘラサギ、検査優先種 1 あ るいは 2 に含まれないカモ科、カ イツブリ科、ツル科、カモメ科 の種を、また鳥類を捕食する種 として検査優先種 1 あるいは 2 に 含まれないタカ目、フクロウ 目、ハヤブサ目の種を、死亡野 鳥を採食するハシブトガラス及 びハシボソガラスを対象とし た。
その他の種		
上記以外の鳥種すべて。 猛禽類及びハシブトガラス、ハシボソガラス以外の陸鳥類については、国内での感染が確認され ておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。 野鳥監視重点区域においては、3 羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡 していたなど、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査対象とする。		

* 外来種。

** 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（p. ○図 IV-4 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※国内希少野生動植物種については、検査優先種か否かにかかわらず、その希少性を踏まえ、**感染が疑われる状況があった場合には**、できる限り 1 羽から検査を実施する。